

土 監 発 第 1 3 号
平成26年6月16日

土 浦 市 長 中 川 清 殿
土浦市議会議長 矢口迪夫殿
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
会 長 中 川 清 殿

土浦市監査委員 林 修
同 福田 一夫

監 査 の 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告いたします。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の実施日

平成26年5月19日（月）、20日（火）、30日（金）

第3 監査対象の財政援助団体名

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

第4 監査の方法

平成25年度における出納その他の事務の執行状況が、法令・補助目的等に基づいて適正かつ効率的に運営されているかなどについて、事前に関係帳簿・証書類等の検査を行い、本監査においては、社会福祉協議会職員等の出席を求め、事務局長から提出資料の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

出納その他の事務の執行状況は、一部の軽微な事務処理を除き、適正に処理されていると認められた。引き続き適正な事務処理にあたられるとともに、今後とも「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指されたい。

なお、福祉資金等の各基金については、元本保証を前提のうえで、定期預金等に変更するなど、より有利な運用を図られたい。またふれあい福祉資金の欠損補填についても適正な事務処理を進められたい。